

高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備の利用状況等について(総務大臣宛て)

・整備した伝送用専用線設備が十分に活用されていない事業に係る国庫補助金交付額	34億3066万円
--	-----------

1 高度無線環境整備推進事業等の概要

(1) デジタル社会の実現に向けた政府の取組状況

デジタル社会形成基本法に基づき令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」^(注1)によれば、デジタル社会の実現に向けて、全国の光ファイバ世帯カバー率を9年度末までに99.9%(未整備世帯約5万世帯)とすることを目指すとともに、未整備世帯についても光ファイバを必要とする全地域の整備を目指すこととされている。また、同計画における基本的な施策の一つとして、過疎地、辺地等の条件不利地域において通信インフラの整備を推進することが引き続き掲げられており、このために、元年度から開始されている高度無線環境整備推進事業(以下「高度無線事業」)等を実施することとなっている。

(注1) 光ファイバ世帯カバー率 住民基本台帳等に基づき、一定の仮定の下に推計した利用可能世帯数を総世帯数で除した数値

(2) 高度無線事業の概要

総務省は、無線通信の利用可能な地域の拡大等を図ることなどを目的として無線システム普及支援事業費等補助金を交付している。同補助金の交付対象事業には、無線局^(注2)の開設に必要な伝送用専用線設備を整備することを目的とする高度無線事業がある。高度無線事業の補助の対象となる経費は、伝送用専用線設備の整備に要する経費に限られ、無線設備は、補助事業者の責任において設置することとなっている。また、補助事業者は、事業終了後、交付申請時に設定した目標の達成状況等について評価(以下「事後評価」)を行うこととなっている。そして、無線システム普及支援事業費等補助金高度無線環境整備推進事業実施マニュアル(以下「マニュアル」)によれば、目標の達成状況を測定する評価指標については、家庭内Wi-Fiの設置世帯数とすることなどが例示されていて、高度無線事業により達成される目標値及び目標年度を評価指標ごとに補助事業者が設定することとされている。

(注2) 無線局 マニュアルにおいて、無線局の種類として5G、LTE、Wi-Fi等が示されていて、その使用例として家庭内Wi-Fiを用いたインターネット接続、農業IoT、教育IoT、観光IoT、コワーキングスペース、スマートモビリティ、スマートホーム等が考えられるとされている。

(注3) 伝送用専用線設備 無線局の開設に必要な伝送路設備、伝送路設備と一体として設置される附属設備及びこれらの設備を設置するために必要な工作物

2 本院の検査結果

元年度から3年度までに実施された高度無線事業390事業のうち、14道県管内において31補助事業者が実施した63事業(国庫補助対象事業費計183億3952万円、国庫補助金交付額計72億9457万円)を対象として検査した。

(注4) 14道県 北海道、岩手、群馬、長野、静岡、兵庫、奈良、島根、岡山、広島、山口、愛媛、大分、鹿児島各県

(1) 目標値の設定状況及び事後評価の状況

63事業について、補助事業者が設定した評価指標をみると、マニュアルにおける例示を踏まえて、家庭内Wi-Fiの設置世帯数等の伝送用専用線設備に接続する無線局の数が設定されていた。また、マニュアルにおいて目標値の具体的な設定方法は定められていないことなどから、補助事業者は、地域の実情を踏まえるなどして、それぞれの考え方に基づいて目標値を設定していた。

そして、11事業について、事後評価の内容をみると、補助事業者がそれぞれの考え方に基づき目標値として設定した無線局の数に対する達成状況の評価が行われていたものの、整備された伝

送専用線設備そのものの利用状況について評価が行われるものとはなっていなかった。このため、今後事後評価が行われる事業も含めて、同省において、整備された伝送専用線設備が十分に活用されているか把握できない状況となっていた。

(2) 高度無線事業により整備された伝送専用線設備の利用状況

63事業について、補助事業者が整備した伝送専用線設備により提供できるインターネットサービス等の回線数に対する利用回線数の割合(以下「利用率」)により、本院において利用状況の評価を行った結果、利用率が50%未満のものは、20補助事業者が実施した31事業(国庫補助対象事業費計82億7868万円、国庫補助金交付額計34億3066万円)となっていて、63事業の約半数は、整備された伝送専用線設備が十分に活用されていない状況となっていると認められた。

なお、63事業の中には、提供できるインターネットサービス等の回線数が整備対象地域に居住する世帯数等を超えていたものは見受けられなかった。

さらに、上記63事業のうち、4年度末時点における目標値の達成状況を把握できた46事業について、補助事業者が目標値として設定した無線局の数に対する実績値の割合(以下「達成率」)と利用率との関係についてみると、目標値を達成していたものの、利用率で見ると50%未満となっているものが15事業見受けられた。

<事例>

木曾広域連合は、元、2両年度に、長野県木曾郡南木曾、木曾両町内でインターネットサービスを提供するため、インターネットサービス等の回線数5,272回線分の伝送専用線設備を整備していた(国庫補助対象事業費2億8246万円、国庫補助金交付額1億4123万円)。同連合は、高度無線事業を行うに当たり、整備対象地域内に居住する世帯のうちインターネットサービスに加入する世帯数を1,460と推計した上、このうち7割が家庭内Wi-Fiを設置すると見込み、無線局開設計画において、家庭内Wi-Fiの設置世帯数を1,022とする目標値を設定していた。そして、同連合は、4年度末に中間評価を行い、上記の目標値を達成したとする報告書(達成率151.5%)を総務大臣に提出していた。

しかし、目標値を達成していたものの、同年度末時点において、インターネットサービス等の回線数5,272回線に対して利用回線数は1,625回線(利用率30.8%)となっていた。

このように、補助事業者が設定した目標値を達成していた事業の中にも、利用率が50%未満となっている事業が見受けられたことから、整備された伝送専用線設備そのものの利用状況の評価を行うことも必要であると認められた。また、高度無線事業により整備された伝送専用線設備が十分に活用されていない事業があるにもかかわらず、同省は、これらの伝送専用線設備を更に活用する方策を十分に検討するなどしていなかった。

3 本院が表示する意見

同省において、高度無線事業により整備された伝送専用線設備が十分に活用されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 整備された伝送専用線設備について、利用状況の評価を行う方法について検討した上で、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにすること

イ 十分に活用されていない伝送専用線設備について、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討すること